

# 企画競争説明書

業務名称：インド国タミル・ナド州非感染性疾患対策プロジェクト【有償勘定技術支援】

案件番号：20a00605

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2020年10月21日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年10月21日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国タミル・ナド州非感染性疾患対策プロジェクト【有償勘定技術支援】
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - ( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
  - (○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

- (4) 契約履行期間（予定）：2021年1月 ～ 2025年1月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。詳

細は「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」も参照してください。

第1期：2021年1月～2023年1月

第2期：2023年1月～2025年1月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

##### 【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

##### 【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

## 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部  
契約第一課 角河 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

#### 【事業実施担当部】

人間開発部 保健第二グループ 保健第四チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行して

いない法人をいいます。

- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

- 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

- 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

・特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

### 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2020年10月30日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2020年11月5日までに当機構ウェブサイトにて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

### 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年11月20日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)での提出とします。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号)\_ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

4) 虚偽の内容が記載されているとき

5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
- a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他（以下に記載の経費）
    - ・ ベースライン・エンドライン調査（現地再委託経費）
    - ・ 本邦研修に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。  
特になし。
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨（インド） = 1.43321 円
  - b) US\$ 1 = 105.613 円
  - c) EUR 1 = 123.632 円
- 5) その他留意事項  
特になし。

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／NCD 管理
- b) がん管理

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

合計約 19.5M/M

<業務主任者／NCD 管理>

第1期 4.50M/M（国内 1.0M/M、現地調査 3.50M/M）

第2期 3.67M/M（国内 1.0M/M、現地調査 2.67M/M）

<がん管理>

第1期 5.83M/M（国内 1.5M/M、現地調査 4.33M/M）

第2期 5.50M/M（国内 1.5M/M、現地調査 4.00M/M）

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年12月11日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法



人等に該当する場合には、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1 1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：保健医療 (NCDs 対策) に関する各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があればプロポーザルに記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／NCD 管理

➤ がん管理

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／NCD 管理）】

a) 類似業務経験の分野：NCD 対策に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インド国及び全途上国

- c) 語学能力：英語
  - d) 業務主任者等としての経験
- 【業務従事者：担当分野：がん管理】
- a) 類似業務経験の分野：NCD、特にがんに関連した各種業務
  - b) 対象国又は同類似地域：インド国及び全途上国
  - c) 語学能力：英語

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力

について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

### **3 プレゼンテーションの実施**

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50.00)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	(34.00)	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／NCD 管理	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
② 副業務主任者の経験・能力： 副業務主任者	—	(11.00)
ア) 類似業務の経験	—	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ウ) 語学力	—	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
オ) その他学位、資格等	—	2.00
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
イ) 業務管理体制		5.00
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： がん管理</b>	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2020年11月26日（木）10時～  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  2. 実施場所：当機構本部（麹町）  
注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話または Skype 等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。
  3. 実施方法：
    - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
    - (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
    - (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
      - a) 電話会議  
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
      - b) Skype 等のインターネット環境を使用する会議  
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
- 注）当機構在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以上

### 第3 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 1. プロジェクトの背景

近年急速な経済成長を遂げるインドでは、保健医療分野において政府主導の「国家農村保健医療ミッション（National Rural Health Mission。以下「NRHM」という。）」が2005年より実施され、結核やHIV/エイズなどについて個別の対策プログラムが実施されたことにより、感染症の発生件数の減少等、保健指標に改善が見られている。一方で、経済発展に伴う生活習慣の変化などにより、心血管疾患やがんなどの非感染性疾患（Non Communicable Diseases。以下「NCDs」という。）の患者数が増加傾向にあり、感染症を上回って都市部の死因の上位を占めている（WHO（2012）によれば、1位：虚血性心疾患、2位：慢性呼吸器疾患、3位：脳・心筋梗塞）。更に、NCDsによる死亡割合は60%、30歳から70歳の間NCDsが原因で死亡する確率は26%と見込まれている（WHO（2015））。NCDsの増加傾向は今後も続くことが見込まれており、母子保健や感染症などのプライマリヘルスケアに加えて、長期的な対応を必要とするNCDs対策（予防と管理）が喫緊の課題となっている。

NCDs対策として、インド国政府は、公的医療サービスの強化に取り組んでいる。大多数の貧困層は量・質ともに限られた公的医療サービスに依存せざるを得ない状況であることから、第12次5ヵ年計画（2012年4月～2017年3月）においては、都市部のスラム住民を含む貧困層に対し、公的医療サービスの強化を国家の優先事項として位置付けている。2013年に開始された「国家都市保健ミッション（National Urban Health Mission。以下「NUHM」という。）」においては、主に都市部貧困層に対する公的医療サービス改善に向けて、既存の医療施設の強化や医療従事者の能力強化などを戦略として位置付けている。NUHMは、NRHMと共に国家保健ミッション（National Health Mission。以下「NHM」という。）に統合され、NCDsへの対応として全国的に1次医療施設強化に取り組んでいる。

タミル・ナド州（人口7,200万人、2011年国勢調査）はインドにおいて最も都市化が進んだ州（都市部の人口割合48.5%）であり、約864万人（2011年国勢調査）がスラム地域に居住している貧困層とされ、その数は今後も増加すると予想されている。一方、都市部の貧困層が依存する公的医療サービスについては、都市部への人口流入により増大しつつある医療サービスの需要を満たすことができず、都市部貧困層の公的医療サービスへのアクセス強化は喫緊の課題となっている。また、生活習慣の変化などにより、貧困層を中心に従来課題となっていた母子保健や感染症対策に加え、NCDsが増加傾向にあり、タミル・ナド州では、がん発生率や糖尿病有病率が全国平均を上回るなど、早期発見、早期治療などを含むNCDs対策の必要性が高まっている。具体的には、NCDsの診断に必要な検査と応急的な処置ができる2次医療施設の整備、心血管疾患などに対する正確な診断や、治療・手術などの医療サービスを提供するための3次医療施設・機材の整備などが求められている。



上記を踏まえ、円借款「タミル・ナド州都市保健強化事業」（L/A 調印日：2016年3月31日）は、主に2次・3次医療施設の整備を行うものであり、タミル・ナド州にて増加するNCDsへの対策や都市部貧困層への公的医療サービス提供に向けた都市部の保健医療システムの質を改善し、かつNUHMを推進するものと位置付けている。一方、上記円借款による支援にとどまらず、NCDsの予防・早期発見の為に行政管理能力強化や、求められる医療のレベルが高度化していることによる医師の能力強化のニーズが高まっている状況にある。

さらに、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）が蔓延する中、タミル・ナド州はインド全土で2番目に感染者数が多い状況となっている。NCDs患者がCOVID-19に感染すると、重症化する割合が通常より高いことが指摘されており、NCDsの予防・早期発見に係る支援の必要性が高まっている。

上記を踏まえ、タミル・ナド州非感染性疾患予防対策は、タミル・ナド州にて大きな疾病負担となっているNCDsに対応するため、先方政府のニーズに合致した行政の管理能力強化、また医師の能力強化を中心に支援する。既存円借款事業で支援した医療施設を含む医師の能力強化を支援することで既存円借款事業を補完し、また、行政の管理能力強化により、都市の包括的な保健システムの強化を一層推進するものと位置付けられる。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

インド国タミル・ナド州非感染性疾患対策プロジェクト【有償勘定技術支援】

### (2) 上位目標

タミル・ナド州においてNCDsによる疾病負荷が軽減されている。

### (3) プロジェクト目標

タミル・ナド州において、がんを重点を当てたNCDs対策に係わる医学的、行政的管理能力が向上する。

### (4) 期待される成果

- 1) 根拠に基づいたNCDs予防（特に二次予防）と対策のための運営管理が強化される。
- 2) NCDs医療に従事する医療従事者がNCDsの診断や治療を含む高度医療技術を獲得する。
- 3) タミル・ナド州のパイロット県において、コミュニティ及び一次医療施設における根拠に基づくNCDs対策に対する新しいアプローチが検証される。

### (5) 活動の概要

#### 【成果1に係る活動】

活動1-1 タミル・ナド州で現行実施されているNCDsの予防や早期発見、診断後の疾病管理等に係わる取り組みをレビューする。（必要に応じて、パイロット州での実態調査を実施する。）

活動1-2 州や県レベルのNCDs予防対策に係わる政策決定者、高度医療を担う専門

職などとともに、特にがんスクリーニングや行政管理、医療情報管理などについて根拠に基づく NCDs 予防対策に係わる本邦研修を計画（研修テーマ、期間、対象者、期待する成果など）する。

活動 1-3 活動 1-2 の計画に沿って、本邦研修を実施する。

活動 1-4 研修テーマ毎に本邦研修参加者がトレーナーとなり、関連する政策担当者、医療技術者を対象とした普及セミナーを開催する。

活動 1-5 本邦研修で得た知識や最新の文献等参考に、タミル・ナド州における悪性腫瘍や他の重要疾患のスクリーニング・プロトコルの改良、新規導入に関して、実現可能性について検討する。

活動 1-6 スクリーニング対象疾患の拡大などの NCDs 対策に係わる行政管理について、関連する当局と実際の適用に向けた協議を実施する。

#### 【成果 2 に係る活動】

活動 2-1 活動 1-1 のレビュー結果を踏まえ、NCDs 医療に関する本邦研修を計画（研修テーマ（分子生物学的技術を用いた診断、外科的治療、化学療法を含む内科的治療、包括的な患者管理など）、期間、対象者、期待される成果）する。（注：技術移転を行う医療技術の内容は、リソースのアベイラビリティによって影響を受ける。）

活動 2-2 上記の計画に沿って、対象となる指導医クラスの医師（及び必要に応じて看護師などコメディカル）に対して本邦研修を指導者養成研修（TOT）として実施する。

活動 2-3 タミル・ナド州において本邦研修の指導医による本邦研修参加医師及び他の指導医クラスの医師等を対象とした NCDs 高度医療に関するフォローアップ研修を実施する。

活動 2-4 上記研修を踏まえ、標準化できる医療技術については標準操作手順書（SOPs）を作成する。

#### 【成果 3 に係る活動】

活動 3-1 パイロット県において、コミュニティ及び一次医療施設で現行実施されている NCDs 予防対策に係わる活動を整理、レビューする。

活動 3-2 本邦研修を通じて得た国及び地方における NCDs 対策行政に関する知見等に基づき、パイロット県におけるコミュニティ及び一次医療施設での NCDs 対策の向上に向けたアクションプランを作成する（注：栄養、NCDs に罹患した高齢者に対する医療施設から在宅ケアへの橋渡しケア、在宅ケアなど、現行実施されている活動以外の分野）。

活動 3-3 活動 3-2 で作成されたアクションプランで計画した介入活動を実施し、その効果を検証する。

活動 3-4 活動 3-3 の検証結果を踏まえ、プロジェクトによる介入をコミュニティ及び一次医療施設での NCDs 対策を強化もしくは補完するようなアプローチとして取りまとめる

（6）対象地域  
タミル・ナド州

(7) 関係官庁・機関  
タミル・ナド州保健衛生家族局

(8) 協力期間  
4年間

### 3. 業務の目的

本事業は、タミル・ナド州において、非感染性疾患対策に向けた医療施設・機材の整備及び医療従事者の能力強化等を行うことにより、都市保健医療システムの改善を図り、もって同州住民の健康増進に寄与するもの。

### 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2020年11月にタミル・ナド州政府と締結予定R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「タミル・ナド州非感染性疾患対策プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、カウンターパート (C/P) のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。

この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることにする。

#### (2) 現地リソースの活用

実施中の円借款「タミル・ナド州都市保健強化事業」（2016年L/A調印）では、タミル・ナド州において、主に二次、三次医療施設の整備を通じて、NCDs 予防対策に係る都市保健の強化を目指している。本事業では、都市の包括的な保健システムの強化を一層推進する為に、行政の管理能力強化や、円借款で支援した医療施設を含む医師の能力強化を実施するものである。

育成・整備された人材や機材、その他ローカルリソースをもとにその成果の更なる定着を図るとともに、本プロジェクト完了後を見据え、現地リソースを中心としたNCDs 予防対策が強化され、プロジェクト終了後の持続性にも最大限配慮すること。

なお、プロジェクト実施体制として、日本人専門家不在時もプロジェクト活動が円滑に行われるよう、現地雇用するスタッフを長期で現地滞在させるなど、具体的な提案をプロポーザル上で行うこと。

### （３）各種委員会の活動支援

本案件では、プロジェクト活動のモニタリングや各種調整等を適切に実施する為、合同調整委員会（JCC）の傘下に、Project Steering Committee（PSC）、Project Implementation Unit（PIC）を設置する。PSCは3か月毎に、PICは1か月毎に開催される。PICはプロジェクトの現場レベルの進捗モニタリング、フォローアップを担い、PSCにプロジェクトの状況について報告を行う。PSCは、PICの報告に基づいて、PICに適切なフィードバックを行うと共に、JCCに対する報告を担う。

当該3種類の委員会が、効果的に連携し、プロジェクトが円滑に進捗するように運用を支援する。なお、JCC、PSC、PICのメンバー構成は、配布資料（５）を参照のこと。

### （４）他援助機関との連携

世界銀行は、NCDsの予防・早期発見に係る「Tamil Nadu Health System Reform Program」を2019年3月に開始し、1次レベルから3次レベルまでを対象に、ソフト面からハード面まで、幅広い支援を実施している。タミル・ナド州非感染性疾患予防対策では、世界銀行と同様に、予防・早期発見に係る支援を提供すると同時に、医師の能力強化支援も実施する為、連携可能な部分では連結しつつ、支援を効果的にすみ分けることで、相乗効果を志向すること。

### （５）他の発注者事業との連携

現在インド国では、有償資金協力として、「タミル・ナド州都市保健強化事業」（2016年L/A調印）を実施中であり、本案件は、「タミル・ナド州都市保健強化事業」の有償勘定技術支援であり、当該有償資金協力案件との相乗効果発現に留意すること。なお、タミル・ナド州では、円借款「全インド医科大学マドゥライ校整備事業」を実施予定であり、当該円借款事業との連携も考慮した計画を提案すること。

### （６）必須となる保健医療サービスの継続について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、既存の資源の中で必要な保健医療サービスを継続して提供する体制に影響が及ぶことが想定されている。本事業実施においては、現場における資源の制約を十分配慮するとともに、必須となる保健医療サービスを継続して提供するための仕組みづくりについても、案件実施段階で先方と協議を通じ、積極的に本事業の中で支援していくことを想定している。

### （７）効果的な活動の展開

本プロジェクトでは、本邦研修を通じて、コアとなる人材を育成し、当該人材を起点として、現地研修を活用しながら、現地での成果普及を実施していく想定であるが、現地での成果の普及に係る、効率的な活動の展開方法について提案を行うこと。

### （８）現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- ・ ベースライン・エンドライン調査

（ヘルスプロモーション、スクリーニング等に関する調査。プロジェクト指標の入

手を含む。)

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等について、可能な範囲で具体的な提案を行うこと。

上記活動のほか、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める場合がある。現地再委託により実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

なお、プロポーザル上の提案に際して、現地再委託は別見積もりとする。

#### (9) 供与機材

本プロジェクトでは、NCDsに係る啓発・スクリーニング・診断等を行うにあたり、プロジェクトの円滑な進捗の為に必要な、医療機材の調達を行うことが想定される。供与機材の数量と仕様について、プロポーザル上で可能な範囲で具体的な提案を行うこととするが、プロジェクト開始段階において、対象地域の状況、医療従事者の技術レベル等を調査の上、最終的な数量と仕様を確認の上、調達対象機材を決定することとする。実際の機材の調達にあつては「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」等機材調達に関するガイドラインに沿って実施すること。

なお、プロポーザル上の提案に際して、供与機材は別見積もりとする。

#### (10) プロジェクト広報

本プロジェクトの意義、活動内容とその成果が日本、インド両国民に正しく理解されるよう、インド側と協力して、効果的な広報に努めること。また、JICAが運営管理を行うプロジェクトホームページに掲載するためのプロジェクトニュースの作成（四半期に一度を想定）、ODA見える化サイトへの掲載材料の提供、「保健だより」掲載記事の執筆、Facebookにおける発信等、JICAが実施する広報活動に協力を行うこと。

JICAロゴの使用については「JICA CI (ロゴ) 運用マニュアル」に従って使用することとし、それに拠りがたい事情がある場合は、JICAに相談すること。

#### (11) 個人情報保護、適切な情報漏洩防止

本プロジェクトでは、患者情報など個人情報を扱うため、個人情報保護、適切な情報漏洩防止について十分に留意すること。

#### (12) 根拠ある効果の検証

プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあつては、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう、可能な限り統計学的手法（事業が対象社会集団にもたらした変化を精緻に測定する評価手法である「インパクト評価」を含む）を用いた検証を行うように留意する。

#### (13) 本邦研修の実施

以下の表に示したテーマ及び対象者等にて本邦研修を実施する。研修テーマに関し

ては、案件開始後、カウンターパート機関及び研修受入先と十分に協議し、先方政府のニーズに合致した具体的なテーマ設定を行うこと。

プロポーザルにおいては、C/P に対する本邦研修の実施業務内容（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）について提案を行うこと。その際は、実施業務に関連する経費もあわせて積算すること。ただし、以下の表に示したテーマ、回数及び対象者等に関わらず、本邦研修にて実施することが望ましいと考える内容がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。なお、本邦研修の受入業務、監理業務は発注者で対応する。<sup>1</sup>

テーマ	対象者	人数	期間	開催年度
成果1：がんスクリーニングや行政管理、医療情報管理等	保健家族福祉省関係者、医療従事者	計 40 名程度	14 日間の研修を4回程度	2021年度 2022年度
成果2：NCDsの診断や治療を含む高度医療技術等（侵襲的な医療行為は除く）	保健家族福祉省関係者、医療従事者	計 38 名程度	7日から14日間の研修を7回程度	2021年度 2022年度 2023年度
成果3：コミュニティ及び一次医療施設でのNCDs対策	保健家族福祉省関係者、医療従事者	計 30 名程度	14 日間の研修を3回程度	2021年度 2022年度

#### （14）現地研修の実施

以下の表に示したテーマ及び対象者等にて現地研修を実施する。研修テーマに関しては、案件開始後、カウンターパート機関及び研修受入先と十分に協議し、先方政府のニーズに合致した具体的なテーマ設定を行うこと。タミル・ナド州現地には、高度な医療レベルを有する三次医療施設等が存在していることから、当該現地リソースも活用した研修の実施が期待される。

プロポーザルにおいては、C/P に対する現地研修の実施業務内容（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、研修前説明、研修カリキュラムの実施、実施報告書の作成）について提案を行うこと。その際は、実施業務に関連する経費もあわせて積算すること。ただし、以下の表に示したテーマ、回数及び対象者等に関わらず、現地研修にて実施することが望ましいと考える内容がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。

テーマ	対象者	人数	期間	開催年度
成果1：がんスクリーニングや行政管理、医療情報管理等	保健家族福祉省関係者、医療従事者	未定	未定	2021年度 2022年度 2023年度 2024年度
成果2：NCDsの診断	保健家族福祉省関係者、医療	未定	未定	2021年度

<sup>1</sup> 本邦研修の経費は、別見積もりとする。

や治療を含む高度医療技術等（侵襲的な医療行為は除く）	従事者			2022年度 2023年度 2024年度
----------------------------	-----	--	--	----------------------------

#### （15）COVID-19 の感染拡大による遠隔での活動実施

COVID-19 の感染拡大により、現地への渡航制限が続くことを想定し、特に、本業務の初期において遠隔での活動を積極的に検討していくことが期待される。例えば、現地研修や、JCC の実施に際しては、遠隔会議ツールを活用した対応も含めて、検討していくことが必要である。

#### （16）侵襲性のある医療行為

本プロジェクトの支援においては、患者に対する侵襲性のある医療行為（外科的処置、がん化学療法等の薬物治療など）を発注者専門家等が直接実施あるいは指導することはできない。侵襲性の高い技術に関する技術支援は見学、ディスカッション、レクチャー等を中心に計画することをインド側とも合意している。特に侵襲性の高い技術についてプロジェクトの支援で計画する場合は発注者とも相談のうえ、実施方法、実施上の留意点について双方確認の上、計画すること。

#### （17）がん等に関する技術支援について

主に成果2の活動でのがん等の NCDs に関する技術支援については、本邦で実施するものと現地のリソースを活用して実施する方法が想定されている。

調査段階ではインド側からはがん等の NCDs に関する内容も含め、別に配布する内容でのニーズが提出されている。また、具体的ながん等の治療・検査技術についても別途ヒアリングを行っており（配布資料（4）参照）、ニーズ及びインド国内での研修の可能性についても情報収集をしている。受注者はこれらの結果にもとづき、本邦側の研修リソースとのマッチングも考慮した上でインド側のニーズを再度確認、また、タミル・ナド州のリソースも事業の最初の段階で調査を行った上で、最終的にインド側及び発注者側の合意を経て、本事業の対象とするがん等の治療・検査技術を選択する。

#### （18）本邦研修リソースとのマッチング

本邦の研修リソースの一つとして九州大学病院を想定しているが、九州大学病院との研修委託等の事務回りの対応は JICA 九州にて実施することとする。受注者は、発注者と協力し、研修対象となるがん等の技術支援、方法に係る協議を、九州大学病院と実施し、研修内容の決定を行う。また、研修員の選定でも協力すること。

また、国立国際医療研究センターも本邦研修のリソースとのマッチングに協力を得られる可能性もある。受注者はこれらの調整について発注者に協力すること。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が提供する重粒子線治療に関する国際コース（[International Training Course on Carbon-ion Radiotherapy](#)）への参加について調整を行っている。発注者と協力し、年1回、2名程度の参加についても調整すること。参加費用については別見積とする。

上記以外の技術支援の可能性がある場合は本邦でのリソースも含めプロポーザル

にて提案すること。

#### (19) 対象病院、サイトについて

本事業の対象となる病院は、「タミル・ナド州都市保健強化事業」の対象病院を中心に計画する。ただし、本事業の中で対象とする研修の内容に応じ、他の医療施設の医療従事者を対象とすることを妨げない。

成果3については、一次医療施設レベルにおけるNCD対策に関する支援となるが、「タミル・ナド州都市保健強化事業」との関連性もふまえ、パイロットサイトとして2サイト程度をインド側と合意の上で選定し、コアとなる医療従事者を、研修等を通じて能力強化の上、そのフォローアップを通じて、一次医療施設におけるNCDs対策に関する予防もしくはスクリーニングに関する活動を通じ、効果的なアプローチを検証し、定着させることを目指す。

#### (20) COVID-19の感染に対する対応について

COVID-19の感染拡大に伴い、医療施設、コミュニティレベルでの保健医療サービスの提供にあたり、医療従事者及び患者、家族への感染拡大の防止、COVID-19発生時における緊急的な対応と必須となる保健医療サービスの継続といった課題が想定される。本事業は、非感染性疾患対策に関する能力強化を目的として実施する事業であるが、COVID-19による影響による制限を緩和する活動についても、先方のニーズをふまえ積極的に実施していくこととする。具体的にはベースライン調査の中でこれらのニーズについても調査をし、インド側との活動の中に取り入れていくこととする。

## 6. 業務の内容

### 【第1期：2021年1月～2023年1月】

#### (1) ワーク・プランの作成・協議、合意

本プロジェクトの詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクト全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）に取りまとめる。同プランを基にインド側関係者及び機構（JICA人間開発部、インド事務所）と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

ワーク・プラン（第1期原案）については、上記意見交換を踏まえてその修正版を作成し、タミル・ナド州側関係者及び機構（JICA人間開発部、インド事務所）と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン（第1期）として取りまとめ、合意する。

#### (2) モニタリングシート（ver. 1）の作成・協議、合意

詳細計画策定調査にて作成したPDM、POを基に、評価指標の目標値案、各成果達成のための活動計画の詳細案・修正案を作成し、インド側関係者と協議、意見交換し、合意する。その結果を踏まえて、修正版PDM、POを作成し、モニタリングシート（ver. 1）としてJICAインド事務所に提出する。

PDMの「要約」部分に修正がある場合は、PDM改訂のためのミニッツ作成、署名・交換に協力する。



### (3) ベースライン調査の実施

本ベースライン調査においては、成果 1、成果 2、成果 3 に関する、タミル・ナド州のニーズ調査を改めて実施すること。具体的には、各成果におけるタミル・ナド州の研修ニーズ把握の為の情報収集調査を行い、当該調査プロセスを通じて、タミル・ナド州と協議の上、研修の対象となる医療技術、対象人材、対象病院、対象サイト、また研修効果測定の為の指標設定を行うことが想定される。当該調査の後、現地リソースとのマッチングを行うことが想定される。現地リソースとのマッチング・プロセスの中で、現地リソースのがん等に関する診断、治療に関する技術ニーズを確認し、協議のうえ、本邦研修リソースとのマッチングを行うことが想定される。

また、本ベースライン調査を通じて、各成果に係る情報収集調査に止まらず、プロジェクトの枠組みにおける指標など、プロジェクト評価のための介入前のデータ収集を行い、プロジェクト計画立案、モニタリング、評価のために活用することも想定される。調査実施に際しては、定量的指標だけでなく、調査対象者の生活習慣に関する情報など、定性的情報の収集にも留意することとする。なお、上位目標及びプロジェクト目標の指標とすべき項目は先方政府と合意済みであるため、ベースライン調査の結果を踏まえて指標の設定を行うこと。

また、COVID-19 への対応や影響緩和に関する活動のニーズについても調査を行い、インド側とも協議の上、その後の活動の中に取り入れていくこと。

### (4) がんスクリーニングや行政管理、医療情報管理などについて根拠に基づく NCDs 予防対策に係わる本邦研修を計画 (成果 1-1、1-2、1-3)

NCDs の中でも特にがんを対象としたスクリーニング、疾病管理、医療情報システムの活用状況等、現状を調査する。タミル・ナド州保健衛生家族局において、どのような政策が立案され、行政がどのように関与しているか、また、医療機関で、どのような対応が実施されているのかを調査すること。当該調査の結果、本邦研修としてどのような内容を想定すべきか、カウンターパート機関とも協議しつつ、内容を決定すること。研修の受入先については、調査とカウンターパート機関との協議を踏まえて、発注者にも相談しつつ、受注者が開拓し、受入の調整を行う。なお、発注者が、受注者に、研修受入先を指定する場合もある。

### (5) 本邦研修参加者がトレーナーとなり、関連する政策担当者、医療技術者を対象とした普及セミナーを開催 (成果 1-4)

本案件では、タミル・ナド州全域を対象とした裨益を想定していることから、本邦研修参加者をいかに効果的に巻き込むかが重要である。受注者は、普及セミナーの開催調整を担い、効果的に内容が共有されるよう、セミナーの内容、プログラム構成にも留意すること。

### (6) 本邦研修で得た知識や最新の文献等参考に、タミル・ナド州における悪性腫瘍や他の重要疾患のスクリーニング・プロトコルの改良、新規導入に関して、実現可能性について検討 (成果 1-5)

本邦研修で得た知見、そして成果 1-4 でのセミナーでの意見交換等も活用して、タミル・ナド州における悪性腫瘍や他の重要疾患のスクリーニング・プロトコルの改良、新規導入を支援する。当該スクリーニング・プロトコルの改良、新規導入に際して、

必要に応じて、関係者との協議などを調整し、より円滑により効果的な議論が実施されるように支援する。

(7) スクリーニング対象疾患の拡大などの NCDs 対策に係わる行政管理について、関連する当局と実際の適用に向けた協議を実施 (成果 1-6)

実際の適用に向けた、関連当局との協議に際しては、本邦研修参加者や、普及セミナーの受講者を巻き込むなどし、プロジェクトの成果を効果的に活用すること。

(8) NCDs 高度医療に関する研修 (成果 2-1)

分子生物学的技術を用いた診断、外科的治療、化学療法を含む内科的治療、包括的な患者管理など、高度医療に係る研修に関して、ニーズ調査結果、及び、カウンターパート機関との協議を通じて、また本邦研修受入先との協議も踏まえつつ、研修内容を決定すること。本邦研修受入先に関しては、発注者に相談しつつ、受注者もリソースの開拓に協力し、研修の調整も実施すること。この点、発注者が、受注者に対して、研修実施先を提案する場合もある。なお、研修内容に関しては、侵襲性の高い医療行為を含む内容は研修の実施方法に留意すること。

(9) タミル・ナド州において本邦研修の指導医による本邦研修参加医師及び他の指導医クラスの医師等を対象とした NCDs 高度医療に関するフォローアップ研修を実施 (成果 2-3)

成果 2-1、成果 2-2 で実施した本邦研修の研修受託機関の指導医による、タミル・ナド州現地におけるフォローアップ研修を実施。本フォローアップ研修により、トレーナーの指導能力の維持、向上を図りつつ、タミル・ナド州における、日本の知見の普及が期待される。

(10) 標準化できる医療技術について標準操作手順書 (SOPs) を作成 (成果 2-4)

SOPs の作成に際しては、本邦研修参加者、またフォローアップ研修の参加者を巻き込み、効果的な協議が実施されるように配慮すること。

(11) コミュニティ及び一次医療施設における NCDs 予防対策 (成果 3-1、3-2)

タミル・ナド州における対策の現状をレビューし、本邦研修として適切な内容を、カウンターパート機関との協議を通じて取りまとめる。本邦研修受入先については、受注者が、発注者に相談しつつ、リソースを開拓し、研修の受入調整も実施する。本邦研修の場も活用しつつ、実効性のあるアクションプランを作成すること。

(12) コミュニティ及び一次医療施設における NCDs 予防対策の効果検証 (成果 3-3、3-4)

アクションプランの実施とその効果検証を定量的に実施し、タミル・ナド州のコミュニティ及び一次医療施設における NCDs 予防対策の介入策の改善、強化に貢献する。

**【第 2 期 : 2023 年 1 月 ~ 2025 年 1 月】**

(1) ワーク・プランの作成・協議、合意

第1期契約期間の実績・教訓やタミル・ナド州側の政策・計画・意向を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン（第2期原案）（英文）に取りまとめる。

同プランを基に、タミル・ナド州側関係者と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像の再確認、第2期の活動方針を共有した上で、ワーク・プラン（第2期）として取りまとめ、合意する。

## （2）エンドライン調査の実施

プロジェクトの枠組みにおける指標など、プロジェクト評価のための介入後のデータ収集を行い、モニタリング、評価のために活用する。

（3）本邦研修で得た知識や最新の文献等参考に、タミル・ナド州における悪性腫瘍や他の重要疾患のスクリーニング・プロトコルの改良、新規導入に関して、実現可能性について検討（成果1-5）

本邦研修で得た知見、そして成果1-4でのセミナーでの意見交換等も活用して、タミル・ナド州における悪性腫瘍や他の重要疾患のスクリーニング・プロトコルの改良、新規導入を支援すること。当該スクリーニング・プロトコルの改良、新規導入に際して、必要に応じて、関係者との協議などを調整し、より円滑に、より効果的な議論が実施されるように支援すること。

（4）スクリーニング対象疾患の拡大などのNCDs対策に係わる行政管理について、関連する当局と実際の適用に向けた協議を実施（成果1-6）

関連当局との協議に際しては、本邦研修参加者や、普及セミナーの受講者を巻き込むなどし、プロジェクトの成果を効果的に活用すること。

（5）タミル・ナド州において本邦研修の指導医による本邦研修参加医師及び他の指導医クラスの医師等を対象としたNCDs高度医療に関するフォローアップ研修を実施（成果2-3）

成果2-1、成果2-2で実施した本邦研修の研修受託機関の指導医による、タミル・ナド州現地におけるフォローアップ研修を実施。本フォローアップ研修により、トレーナーの指導能力の維持、向上を図りつつ、タミル・ナド州における、日本の知見の普及が期待される。

（6）標準化できる医療技術については標準操作手順書（SOPs）を作成（成果2-4）

SOPsの作成に際しては、本邦研修参加者、またフォローアップ研修の参加者を巻き込み、効果的な協議が実施されるように配慮すること。

（7）コミュニティ及び一次医療施設におけるNCDs予防対策の効果検証（成果3-3、3-4）

アクションプランの実施とその効果検証を定量的に実施し、タミル・ナド州のコミュニティ及び一次医療施設におけるNCDs予防対策の介入策の改善に貢献する。

## 【全契約期間を通じての業務】

### (1) 合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に1回 JCC を開催し、モニタリングシート等を用いてプロジェクトの進捗を報告・確認し、プロジェクト全体に関する実施方針について C/P と協議し、合意を得る。協議結果をミニッツ（英文）に取りまとめ、C/P の確認を得る。

### (2) プロジェクト進捗のモニタリングシート及びレビューの実施

プロジェクトの進捗をモニタリングするため、6 か月に1度の頻度でモニタリングシート（英文）を先方実施機関と共同で作成し、JICA インド事務所経由で JICA 人間開発部に提出する。結果を基に、必要に応じて、PDM 改定案及び活動計画修正案を提案する。プロジェクト終了前には、C/P とともに JCC で合同レビューを行う。

### (3) 本邦研修の実施

C/P に対し本邦研修を実施する。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）を参照の上、スケジュール、対象者、研修受入れ機関、研修内容を研修開始4.5か月前までに JICA に提示すること。

本邦研修にかかる受入業務、監理業務は JICA で対応し、本契約では実施業務（研修対象者の選定支援、研修内容・日程・カリキュラムの作成、講師・面談者・見学実習先等の手配、カリキュラム関連資料の作成、来日前説明、来日カリキュラムの実施、実施報告書の作成）を行う。実施業務に関連する経費を積算すること。

### (4) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をインド・日本両国民に正しく理解してもらえよう、JICA 人間開発部及びインド事務所と協議の上、広報に努める。効果的な広報の方法について、プロポーザルにて提案すること。

## 7. 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における報告書等は、プロジェクト事業完了報告書とし、技術協力成果品を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	業務計画書（第1期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第1期）	業務開始から約4ヵ月後	英文：10部
	モニタリングシート	業務開始から半年ごと	英文：10部
	プロジェクト事業完了報告書 （第1期）	2022年12月	和文：5部 英文：15部 CD-R（和）：2枚 CD-R（英）：2枚

第2期	業務計画書（第2期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10営業日以内	和文：3部
	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約3ヵ月後	英文：10部
	モニタリングシート	第1期の業務開始から半年ごと	英文：10部
	プロジェクト事業完了報告書	第2期契約終了時 なお、ドラフトを3か月前に提出し、JICAからのコメントを踏まえて最終化	和文：5部 英文：15部 CD-R（和）：2枚 CD-R（英）：2枚

プロジェクト事業完了報告書は製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は発注者と受注者で協議、確認する。

#### （2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出する。

- 1) NCDs 予防のための啓発教材
- 2) NCDs に関する発表物
- 3) エンドライン調査結果 等

#### （3）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画

2021年1月～2025年1月

本件に係る業務工程は、2021年1月に開始し、約48ヶ月後の終了を目処とする。以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

(1) 第1期：2021年1月中旬～2023年1月中旬

(2) 第2期：2023年1月中旬～2025年1月中旬

このため、第1期の契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体 約 41M/M（国内13M/M、現地28M/M）

第1期 約 21.67M/M（国内6.5M/M、現地15.17M/M）

第2期 約 19.33M/M（国内6.5M/M、現地12.83M/M）

#### (2) 業務従事者の構成（案）

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

1) 業務主任者/NCD管理（2号）

2) がん管理（3号）

3) NCD予防対策

4) 研修管理/業務調整

### 3. 対象国の便宜供与

(1) C/Pの配置

(2) 事務所スペースの提供

### 4. 配布資料

【配布資料】

(1) PDM、PO

(2) タミル・ナド州政府からの研修希望リスト

(3) 詳細計画策定調査報告書

(4) タミル・ナド州医療機関に対する医療技術ニーズに関する調査票回答

(5) JCC、PSC、PICメンバー構成

### 5. 通訳

インド国における業務においては、英語の業務であり、通訳の備上は想定されない。

### 6. その他留意事項

(1) 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行

うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

(2) 本業務については、新型コロナウイルスの流行の状況やインド政府側の対応次第で渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期に関してはJICAと協議の上決定致します。

以 上